

個人情報保護法とは？

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律が「個人情報保護法」（個人情報の保護に関する法律）です。

これまでは
主に大企業が
対象でしたが、

これからは
すべての企業が
対象になりますよ。



個人情報保護法を守らなければならない事業者とは？

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは、個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者のことをいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

改正前は、事業に活用する個人情報が5,000人分以下の事業者は、個人情報保護法の義務を守る必要はありませんでした。しかし、情報通信技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後は、このような事業者も個人情報保護法を守らなければならないこととなりました。


個人情報とは？

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいいます。

例：氏名・住所・生年月日、顔写真、顔認識データ、指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、免許証番号等

個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する独立機関として、平成28年1月1日に設置されました。改正法の施行前までは、事業分野ごとの担当大臣が事業者を監督し、施行後（公布の日から2年以内の政令で定める日）からは、個人情報保護委員会が事業者を監督することとなります。

- 法律の詳細や最新の情報を知りたい方は [個人情報保護委員会](#) [検索](#) 
- 質問ダイヤルでは、「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

個人情報保護法 質問ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

- 個人情報の取扱いについての苦情は下記などにご相談ください。

事業者の
苦情受付窓口

認定個人情報保護団体

消費生活センターなど
地方公共団体の窓口

国民生活センター